

I Cカード取扱規則（バス）

制 定 2021年3月16日

第1編 総則

（目的）

第1条 この規則は、株式会社東海バス（以下「当社」という。）における、当社が定めるI Cカードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社において旅客の運送等を行うI Cカードは、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式会社パスモが発行する「PASMO」
 - (2) 株式会社パスモが相互利用を行う以下のI Cカード
 - ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
 - イ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
 - ウ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」
 - (3) 株式会社パスモが相互利用を行う、前号を除く以下のI Cカード
 - ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
 - イ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - ウ 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
 - エ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」
 - オ 株式会社スルッとKANSAIが発行するI Cカード
 - カ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
 - キ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - ク 株式会社ニモカが発行する「nimoca」
 - ケ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
- 2 前項にかかわらず、前項第2号および第3号に定めるI Cカードのうち、一部のI Cカードについて、I Cカードを処理する機器で使用できない場合がある。
- 3 第1項のI Cカードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- 4 前項にかかわらず、次の各号に定めるI Cカードにおいては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第1項第1号に定めるICカードのうち第3条第8号の一体型ICカード
 - ア 第10条(発売)
 - イ 第15条第2項
 - (2) 第1項第1号に定めるICカードのうち第3条第2号のIC鉄道事業者の鉄道定期乗車券が付加されているICカード
 - ア 第15条第2項
 - イ 第16条第2項(記名ICカードの個人情報変更)
 - (3) 第1項第2号に定めるICカード
 - ア 第10条(発売)
 - イ 第15条第2項
 - ウ 第16条第2項(記名ICカードの個人情報変更)
 - (4) 第1項第3号に定めるICカード
 - ア 第10条
 - イ 第15条第2項
 - ウ 第16条第2項(記名ICカードの個人情報変更)
- 5 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。
- 6 この規則が改定された場合、以後のICカードにかかる取扱いについて、改定された規則の定めるところによる。
- 7 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、ICカード発行事業者が定めるICカード取扱規則（以下「IC発行事業者規則」という。）及びこの規則に対する特約等の定めるところにより、ICカードによる旅客の運送等について、運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

(用語の定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「IC取扱事業者」とは、PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者をいう。
- (2) 「IC鉄道事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- (3) 「ICバス事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうちバス事業者をいう。
- (4) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当するICカードに記録される金銭的価値で、IC発行事業者規則でバリュー又はSFと定められているものをいう。

- (5) 「I C S Fカード」とは、S Fにより旅客の運送等に供する I Cカードをいう。
- (6) 「無記名 I Cカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供する I Cカードをいう。
- (7) 「記名 I Cカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供する I Cカードをいう。
- (8) 「一体型 I Cカード」とは、 I Cカード発行事業者が、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名 I Cカードをいう。
- (9) 「大人用 I Cカード」とは、大人の使用に供する記名 I Cカードをいう。
- (10) 「小児用 I Cカード」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名 I Cカードをいう。
- (11) 「I C定期乗車券」とは、 I Cバス事業者の定期乗車券の機能を付加した I Cカードをいう。
- (12) 「持参人 I C定期乗車券」とは、無記名 I Cカードに定期乗車券の機能を付加した、持参人1名の使用に供する I C定期乗車券をいう。
- (13) 「記名 I C定期乗車券」とは、記名 I Cカードに定期乗車券の機能を付加した、記名人本人の使用に供する I C定期乗車券をいう。
- (14) 「大人用 I C定期乗車券」とは、大人の使用に供する記名 I C定期乗車券をいう。
- (15) 「小児用 I C定期乗車券」とは、小児の使用に供する記名 I C定期乗車券をいう。
- (16) 「I C企画乗車券」とは、 I C鉄道事業者および東日本旅客鉄道株式会社が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う企画乗車券の機能を付加した I Cカードをいう。
- (17) 「記名 I C企画乗車券」とは、記名 I Cカードに企画乗車券の機能を付加した、記名人本人の使用に供する I C企画乗車券をいう。
- (18) 「小児用 I C企画乗車券」とは、小児の使用に供する記名 I C企画乗車券をいう。
- (19) 「チャージ」とは、 I Cカードに入金することをいう。
- (20) 「デポジット」とは、返却することを条件に、 I Cカード発行事業者が收受する I Cカードの使用権の代価をいう。
- (21) 「バスリーダ・ライタ（以下「バスR/W」という。）」とは、 I Cカードへの情報書き込み又は I Cカードからの情報読み取りを行う装置をいう。
- (22) 「I C運賃機」とは、バスR/Wが組み込まれている運賃機をいう。
- (23) 「I C運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1枚の I Cカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。

(24) 「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金または回数券を含む場合に適用する運賃をいう。

(契約の成立及び適用規定)

第4条 ICカードによる旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。ただし、IC定期乗車券およびIC企画乗車券における定期乗車券および企画乗車券にかかる運送契約は、その定期乗車券および企画乗車券を発売したときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第5条 ICカードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

- 2 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払い時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定める方法で運賃を支払う。
- 4 ICカードのSFを使用して回数乗車券、定期乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 ICカードの破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるICカードの内容の読み取りが不能となったとき、ICカードはバスR/Wで使用できないことがある。
- 7 一体型ICカードにおいては提携先の都合により、当該ICカードが使用できない状態となったとき、又は有効期限が終了したときは使用することができない。
- 8 記名ICカードは、当該記名ICカードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 9 小児用ICカードは、有効期限終了後は使用することができない。
- 10 偽造、変造又は不正に作成されたICカード、SFおよび定期乗車券ならびに企画乗車券の機能を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第6条 記名ICカードに係る個人情報の取扱いは、ICカード発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱バス車両)

第8条 ICカードの取扱バス車両は、当社の指定するバス車両とする。

(制限又は停止)

第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止をすることがある。

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 IC SFカード

第1章 発売

(発売)

第10条 IC SFカードはIC発行事業者規則の定めにより営業所等で発売する。

(チャージ)

第11条 IC SFカードは、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第12条 IC SFカードのSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC SFカードのSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号及び第3号に定めるICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

第2章 運賃

(IC運賃の減額)

第13条 旅客がICSFカードを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。ただし、小児用ICカードにあっては、小児普通旅客運賃1名分を減額する。

- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。
- 3 無記名ICカードから大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。
- 4 第5条第3項による場合は現金運賃を適用し、ICカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第14条 ICSFカードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(記名ICカードの再表示)

第15条 記名ICカードは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該カードをIC取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(記名ICカードの個人情報変更)

第16条 改氏名等により、旅客の個人情報と記名ICカードに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名ICカードを使用してはならない。

- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書及び当該記名ICカードを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

(無効となる場合)

第17条 ICSFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この

場合、無効となった I C S F カードの取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後の I C S F カードを他人から譲り受けた場合
 - (2) 記名 I C カードを記名人以外の者が使用した場合
 - (3) 券面表示事項が不明となった記名 I C カードを使用した場合
 - (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用 I C カードを使用した場合
 - (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (6) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。
- (1) 偽造、変造又は不正に作成された I C S F カード若しくは S F を使用した場合
 - (2) 旅客の故意又は重大な過失により I C S F カードが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

第 18 条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を收受する。